

第148期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時

場所

静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

🔗 詳細につきましては4頁をご覧ください。

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、株主さまの混乱を避け、ご不便の無いようにといった観点から、本年においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

目次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第148期定時株主総会招集ご通知	2
■ インターネット等による議決権行使のご案内	4
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	13
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件	14
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する議決制限付株式の付与のための報酬決定の件	15
■ 第148期事業報告	22
■ 計算書類	39
■ 連結計算書類	41
■ 監査報告書	43



清水銀行

証券コード：8364

株主の皆さまへ



取締役頭取 **岩山 靖宏**

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第148期定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

金融機関を取り巻く環境は、中長期的に地域の人口減少や少子高齢化が見込まれることに加え、感染症対策と経済活動の両立、デジタル化の進展への対応など、さまざまな変化に直面しているほか、世界的な金融引き締めに伴う影響により、依然として先行き不透明な状況であります。

このような環境のもと、当行は第27次中期経営計画「ZENSHIN～架け橋を築く～」において掲げる施策を展開し、収益力の底上げを図ってまいりました。2023年3月には、第28次中期経営計画「SHINKA～絆をつむぐ～」を策定・公表し、基本方針に「ソリューション営業の高度化」、「人的資本の充実」、「サステナビリティ経営の実践」を掲げました。2028年7月に迎える創立100周年に向けて、ステークホルダーの皆さまとの絆をつむぎ、企業価値向上に繋げてまいります。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2023年5月

経 営 理 念

1. 社会的公共性を重んじ健全経営をすすめる
2. お客様に親しまれ、喜ばれ役にたつ銀行をつくる
3. 人間関係を尊重し働きがいある職場をつくる

証券コード 8364
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清水銀行
取締役頭取 岩山 靖宏

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第148期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.shimizubank.co.jp/aboutus/stock/#a_2

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2023年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第148期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
2. 第148期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案
第5号議案

剰余金処分の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
監査等委員である取締役1名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 2023年6月22日（木曜日）午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<代理人による議決権行使> 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。）

郵送

行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット

行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時送信分まで



インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁をご参照のうえ、以下のいずれかの方法で議案に対する賛否をご入力ください。

- ①議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォンで読み取って行う「スマート行使」
- ②議決権コード、パスワードを入力して行う方法

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【重複行使の取扱い】 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【議決権の不統一行使】 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）】 電子提供措置事項のうち、「当行の新株予約権に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき、当行および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主さまに送付する交付書面には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本書面に記載のものほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取ってください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の方法で再
度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

※パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを
確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋
ねすることはございません。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用で
きなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従っ
てお手続きください。

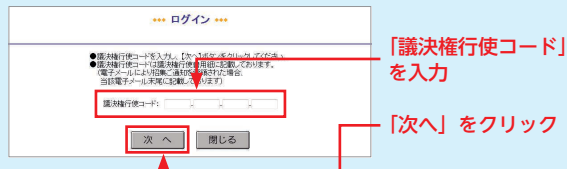
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

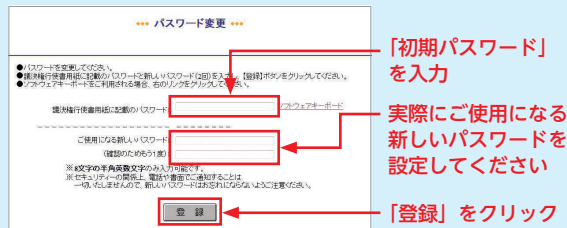
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

「お問い合わせ先」 ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせください
ますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524

受付時間 9:00 ~ 21:00 (年末年始を除く)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としており、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円

総 額

345,609,180円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名				現在の当行における地位
1	再任	とよしま	かつい	ちろう		取締役会長
		豊島	勝一	郎		
2	再任	いわ	やま	やす	ひろ	取締役頭取
		岩山	靖	宏		
3	再任	もち	づき	あや	と	専務取締役
		望月	文	人		
4	再任	やぶ	ざき	ふみ	とし	専務取締役
		藪崎	文	敏		
5	再任	ひら	いわ	まさ	し	常務取締役
		平岩	将			
6	再任	ひがし	けい	こ	社外 独立役員	社外取締役
		東	恵	子		
7	再任	しん	ま	よし	社外 独立役員	社外取締役
		新間	克	樹		
8	新任	こう	の	まこと	社外 独立役員	社外取締役監査等委員
		河野	誠			
9	再任	た	むら	なお	ゆき	取締役
		田村	直	之		
10	再任	ふか	ざわ	のぶ	ひで	取締役
		深澤	亘	英		
11	新任	や	ぎ	まさ	き	理事経営企画部長
		八木	真	樹		

候補者
番号

1

とよしま
豊島

かつ いちろう
勝一郎 (1957年7月6日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行
1996年6月 当行秘書部長
2001年4月 当行理事総統括部長
2003年6月 当行取締役富士支店長
2005年6月 当行常務取締役
2007年6月 当行専務取締役
2011年4月 当行取締役副頭取
2012年4月 当行取締役頭取
2020年4月 当行取締役会長 (現任)

所有する当行の株式の数

16,973株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、2012年4月より取締役頭取、2020年4月より取締役会長として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

いわ やま
岩山

やす ひろ
靖宏 (1964年7月13日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2005年6月 当行富士駅南支店長
2012年4月 当行理事富士支店長兼富士市役所前支店長兼松岡支店長
2014年4月 当行常務執行役員
2015年6月 当行取締役総統括部長
2016年10月 当行常務取締役
2019年5月 当行専務取締役
2020年4月 当行取締役頭取 (現任)

所有する当行の株式の数

9,000株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、2019年5月より専務取締役、2020年4月より取締役頭取として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

3

もちづき
望月

あやと
文人 (1964年1月27日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2007年6月 当行藤枝駅西支店長
2011年7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間支店長
2012年7月 当行理事本店営業部長
2013年6月 当行取締役本店営業部長
2015年6月 当行常務取締役
2018年11月 当行専務取締役（現任）

所有する当行の株式の数

6,400株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

4

やぶざき
藪崎

ふみとし
文敏 (1962年6月1日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2007年6月 当行市場営業部長
2010年10月 当行東京支店長
2012年4月 当行理事総合統括部長
2013年6月 当行執行役員
2015年4月 当行常務執行役員
2017年6月 当行取締役
2019年5月 当行常務取締役
2022年4月 当行専務取締役（現任）

所有する当行の株式の数

16,000株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

5

ひら いわ
平岩

まさし
将

(1968年4月17日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当行入行
2010年7月 当行下香貫支店長
2016年4月 当行東京支店長
2018年4月 当行市場営業部長
2019年5月 当行総合統括部長
2020年6月 当行取締役
2022年4月 当行常務取締役（現任）

所有する当行の株式の数

3,200株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役候補者とした理由

営業、市場運用、リスクマネジメント等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

6

ひがし
東

けい こ
恵子

(1953年8月23日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 東海大学短期大学部専任講師
1990年4月 東海大学短期大学部助教授
2004年4月 東海大学短期大学部教授
2007年4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授
2011年4月 東海大学海洋学部環境社会学科教授
2015年6月 当行取締役（現任）
2019年4月 東海大学名誉教授（現任）

所有する当行の株式の数

4,400株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

大学教授として培ってきた学識経験と社会的信用を備えており、当行の社外取締役としての職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

しん ま
新聞

よし き
克樹 (1948年10月15日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 鈴与株式会社入社
2005年 11月 鈴与株式会社常務取締役
2009年 6月 鈴与株式会社専務取締役
2012年 1月 鈴与ホールディングス株式会社取締役社長
2013年 5月 鈴与海運株式会社代表取締役社長
2014年 4月 鈴与自動車運送株式会社代表取締役社長
2020年 11月 鈴与自動車運送株式会社相談役（現任）
2022年 6月 当行取締役（現任）

所有する当行の株式の数

700株

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

企業経営に関する豊富な経験を有しており、当行の社外取締役としての職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

8

こう の
河野

まこと
誠 (1970年11月12日生)

新任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 10月 東京弁護士会に弁護士登録
相川法律事務所入所
2005年 4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換
河野法律事務所入所
2010年 9月 河野法律事務所所長（現任）
2020年 6月 当行取締役監査等委員（現任）

所有する当行の株式の数

4,000株

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、2020年6月より、当行の取締役監査等委員としての職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

招集し
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者
番号

9

たむら
田村

なおゆき
直之 (1964年9月22日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2003年10月 当行江尻支店長
2006年12月 当行業務企画部長
2009年7月 当行経営企画部長
2011年4月 当行焼津支店長兼田尻支店長兼大富支店長
2012年4月 当行東京支店長
2014年4月 当行総務管理部長
2016年4月 当行監査部長
2017年4月 当行理事総合統括部長
2019年6月 当行取締役（現任）

所有する当行の株式の数

3,800株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携っております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

10

ふかざわ
深澤

のぶひで
巨英 (1966年12月29日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当行入行
2008年7月 当行東部ローンセンター長
2011年4月 当行蒲原支店長兼イオンタウン蒲原支店長
2014年4月 当行名古屋支店長兼名古屋事務所長
2016年4月 当行高橋支店長兼庵原支店長兼押切支店長兼辻支店長兼下野支店長
2018年4月 当行理事富士支店長兼松岡支店長
2020年4月 当行執行役員支店営業部長
2021年4月 当行執行役員経営企画部長
2021年6月 当行取締役経営企画部長
2022年4月 当行取締役（現任）

所有する当行の株式の数

3,500株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、企業審査等も含め幅広く銀行業務に携わっております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行
2016年 4月	当行藤枝駅西支店長
2019年 2月	当行三島支店長
2020年 4月	当行理事総合統括部長
2021年 4月	当行理事本店営業部長
2023年 4月	当行理事経営企画部長（現任）

所有する当行の株式の数

1,000株

取締役候補者とした理由

事業戦略、リスクマネジメント等も含め幅広く銀行業務に携わっております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
 - (2) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は21頁に掲載)
東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は東京証券取引所に対して、東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役としての在任年数について
当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、東恵子氏は8年、新間克樹氏は1年であります。なお、河野誠氏は現在監査等委員である取締役在任中（在任期間は3年）であり、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任する予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。
当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役河野誠氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任するため、本総会終結の時をもって退任されることから、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任される監査等委員である取締役の任期は、当行定款第22条第3項の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

いとう かなこ
伊藤 嘉奈子 (1953年4月12日生)

新任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録
1996年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換
伊藤総合法律事務所入所（現任）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しております。同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当行との特別の利害関係について
伊藤嘉奈子氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は21頁に掲載)
同氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当行は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
同氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間において会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額となります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。
当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬を年額270百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、当該報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の業績連動型報酬を年額30百万円以内、株式報酬型ストックオプション制度に関する報酬を年額36百万円以内とそれぞれご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬体系の見直しを行い、経済情勢が変動したことや、当行の事業規模等の拡大に伴って取締役の責務が増大したことを考慮し、以下のとおり、確定金額報酬枠および業績連動型報酬枠の改定につきまして、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は11名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は11名（うち社外取締役は3名）となります。

【改定内容】

当行は、上記の目的を踏まえ、取締役に支給する金銭報酬の上限金額を、確定金額報酬枠（監査等委員である取締役を除く）について年額260百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、業績連動型報酬枠（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）を次表のとおり最大年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

表)業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠（年額）
40億円以上	40百万円
30億円以上40億円未満	30百万円
20億円以上30億円未満	20百万円
10億円以上20億円未満	10百万円
10億円未満	0円

なお、当行は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告32頁から34頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、取締役の報酬額改定につきましては、指名・報酬諮問委員会の提言を受け決定しております。さらに、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会における審議内容や報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認しております。本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。以上の理由により、本議案の内容は相当であると考えております。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬を年額270百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、当該報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の業績連動型報酬を年額30百万円以内、株式報酬型ストックオプション制度に関する報酬を年額36百万円以内とそれぞれご承認いただいております（なお、本株主総会において第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件」として、確定金額報酬の額については年額260百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）、業績連動型報酬の額については最大年額40百万円以内、とご承認いただく予定です。）。

今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、これらの報酬枠の別枠にて、当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

本議案に基づき当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当行の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は11名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は11名（うち社外取締役は3名）となります。

対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年26,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象

取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当行の普通株式の発行又は処分にあたっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役その他当行取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当行の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）のいずれの地位も喪失した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当行は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当行の取締役その他当行取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当行は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当行は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告32頁から34頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利としない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の提言を受け決定しております。また、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会における審議内容等を確認しております。本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、及び譲渡制限付株式により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

2. 個人別の確定金額報酬の額及び支給時期の決定に関する方針

当行の取締役(監査等委員である取締役を除く)の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議を得た総額260百万円の範囲内において、役位、職責、在任年数に応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 個人別の業績連動型報酬に係る業績指標の内容及び額並びに支給時期の決定に関する方針

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益を基準として、翌事業年度の6月から翌々事業年度の6月に在任する取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して、次表のとおり決定される総額の範囲内で、役位、職責、在任年数を考慮しながら決定し、毎月支給する。

表) 業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠 (年額)
40億円以上	40百万円
30億円以上40億円未満	30百万円
20億円以上30億円未満	20百万円
10億円以上20億円未満	10百万円
10億円未満	0円

4. 個人別の非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法並びに支給時期の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式とする。対象者は、当行より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当行の普通株式の発行又は処分を受ける。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、金銭報酬枠とは別枠にて年額36百万円以内とし、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年26,000株以内とする。

対象者に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責、在任年数を考慮して決定し、原則として毎年一定の時期に交付する。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象者が当行の取締役その他当行取締役会で定める地位を喪失する日までとする。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額または非金銭報酬の額の取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動型報酬のウェイトが高まる構成とし、過半数以上を独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く)で構成される指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(6の委任を受けた代表取締役)は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、確定金額報酬：業績連動型報酬：非金銭報酬＝80%：10%：10%とする。

6. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

確定金額報酬の額及び担当事業の業績を踏まえた業績連動型報酬の評価配分については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任をうけるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役は、当該答申の内容に従って決定するものとする。

譲渡制限付株式は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の譲渡制限付株式の割当数を決定するものとする。

<ご参考>

【第2号および第3号議案をご承認いただいた後の取締役のスキルマトリックス】

社内取締役の主な経験・スキルを記載しております。

氏名		経験・スキル						
		事業戦略	営業	市場運用	人事労務	リスクマネジメント	企業審査	システム事務
豊島 勝一郎	男性	●	●	●	●	●	●	●
岩山 靖宏	男性	●	●	●	●	●	●	●
望月 文人	男性	●	●		●	●	●	●
藪崎 文敏	男性	●		●	●	●		●
平岩 将	男性		●	●		●		
田村 直之	男性	●		●	●	●	●	●
深澤 亘英	男性	●	●				●	
八木 真樹	男性	●				●		
望月 昭宏 (監査等委員)	男性	●	●	●	●	●	●	●

社外取締役の専門性について記載しております。

氏名		専門性				
		企業経営	学識経験	法律	財務会計	地域経済
東 恵子	女性		●			
新間 克樹	男性	●				
河野 誠	男性			●		
磯部 和明 (監査等委員)	男性				●	
小長谷 重之 (監査等委員)	男性					●
伊藤 嘉奈子 (監査等委員)	女性			●		

※上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当行における社外取締役の独立性判断基準

当行は、専門家としての知識および職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」（下記参照）を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

「独立性判断基準」

原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
2. 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
3. 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
4. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ア. 上記1～5に該当する者。
 - イ. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。

※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。

※「多額」とは、過去3年間平均で1,000万円以上をいう。

※「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士以外をいう。

以 上

第148期 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、海外経済の減速等の影響により、企業の生産活動や輸出入が減少するなど、一部に弱さがみられましたが、感染症対策としての行動制限が緩和されるなかで、経済活動の正常化やインバウンド需要の回復により、個人消費や企業の設備投資は、緩やかに持ち直しました。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましては、感染症や物価高騰等の影響があるものの、個人消費は増加傾向にあり、企業の設備投資も増加したことから、基調としては持ち直しました。雇用・所得環境につきましては、労働需給は改善傾向にあるほか、雇用者所得は、なお弱さがあるものの緩やかに改善しました。

金融環境につきましては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続しておりますが、長期金利の変動幅は、従来の±0.25%程度から±0.5%程度へと拡大しました。

事業の経過及び成果

当行は、2020年4月からスタートした第27次中期経営計画「ZENSHIN～架け橋を築く～」において掲げる施策を展開するなかで、行員一人ひとりの力を結集し、お客さまに寄り添いながら、安定的な収益の確保と健全性の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、円滑な資金供給とモニタリングにより伴走型の経営支援を行うサステナブルファイナンスの商品ラインナップを拡充した結果、当行が目指す2030年度までのサステナブル投融資目標3,000億円に対して、2022年度までの累計実績は518億円となりました。また、多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、適切なソリューションを提供するため、脱炭素化やDX化、企業型DC等のサービスを提供する外部連携先と新たに提携をいたしました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、リスク性金融商品の販売にあたり、金融商品のリスクや手数料等の情報を分かりやすく提供し、お客さま本位の業務運営をさらに進展させるため、重要情報シートを導入しました。また、お客さまのライフステージに応じた円滑な資産承継や資産形成をサポートするため、民事信託コンサルティング業務等の相続関連サービスを拡充したほか、ハウスメーカー4社との業務提携により、住宅の建築や遊休不動産の活用等のニーズがあるお客さまへのソリューションメニューを拡充しました。

地域経済の活性化への取り組みとしては、2021年6月より継続している地場産品の越境ビジネスマッチングをさらに推し進め、静岡県のブランド力を向上させるため、静岡県で水揚げされた新鮮な水産物を長野県のスーパーマーケットや飲食店に流通させる取り組みを開始しました。

こうした取り組みにより、地域経済の持続的発展とお客さまにご満足いただけるサービスの充実を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益の増加等により、前期比7億64百万円増加の219億94百万円となりました。経常費用は、資金調達費用の増加等により、前期比30億34百万円増加の208億18百万円となりました。

この結果、経常利益は11億75百万円、当期純利益は12億65百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益284億3百万円、連結経常利益15億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益14億74百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比260億円増加の1兆2,511億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努めた結果、前期末比274億円増加の1兆5,468億円となりました。

個人預かり資産は、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金、個人年金保険等が増加した結果、前期末比302億円増加の1兆3,371億円となりました。

有価証券

有価証券は、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比67億円減少の3,290億円となりました。

対処すべき課題

当行は、お客さまの経営課題やライフステージの悩み事を解決する金融サービスの提供を通じて、収益力の底上げを図り、お客さまとともに、着実に一歩ずつ前進してまいりました。しかしながら、金融機関を取り巻く環境は、中長期的に地域の人口減少や少子高齢化が見込まれることに加え、感染症対策と経済活動の両立、デジタル化の進展への対応など、さまざまに変化に直面しているほか、世界的な金融引き締めに伴う影響により、依然として先行き不透明な状況であります。

このような認識のもと、当行は、2023年4月よりスタートさせた第28次中期経営計画「SHINKA～絆をつむぐ～」において、基本方針に「ソリューション営業の高度化」、「人的資本の充実」、「サステナビリティ経営の実践」を掲げました。成長の源泉となる従業員への投資を加速させ、組織全体の力を高めることで、お客さまへのソリューション営業を高度化させるとともに、地域の「環境」「社会」「経済」の持続的発展に寄与するサステナビリティ経営を実践してまいります。

今後も金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢の維持とガバナンスの強化を進めるとともに、パーパス「地域を愛し、お客さまの未来をともに考え、共創します」のもとで、全従業員がお客さまのサステナブルな未来を考え抜き、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待にお応えしてまいります。

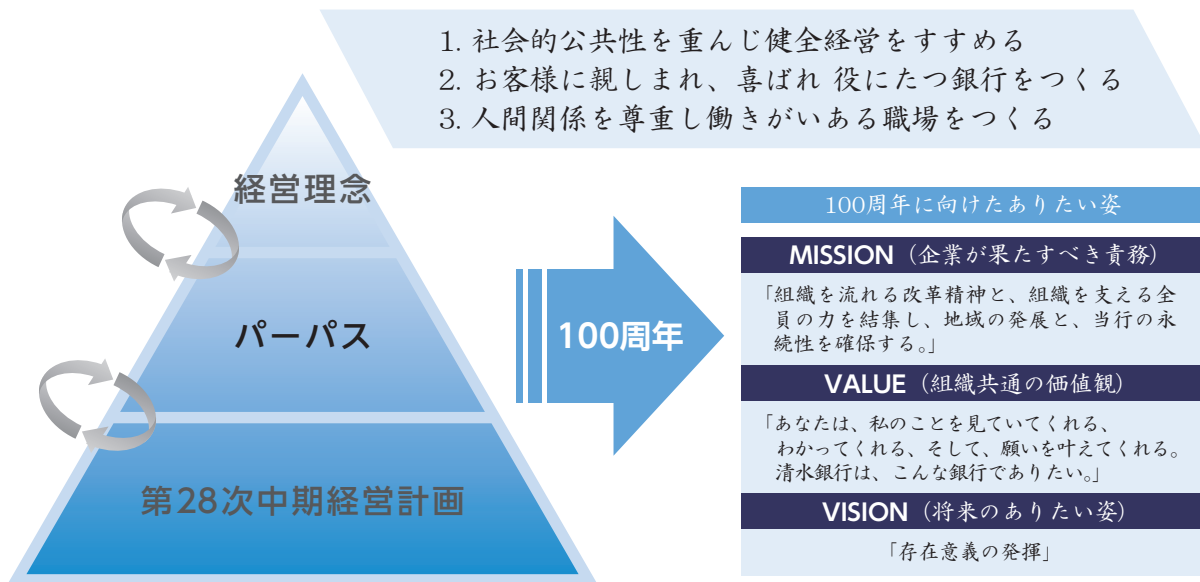
(ご参考)

パーパスの制定

地域を愛し、お客さまの未来をともに考え、共創します

<コンセプト>

静岡県を主要営業基盤とする清水銀行が、お客さまの過去から現在までをよく知ったうえで、一緒になってお客さまのサステナブルな未来を考え抜き、地域・お客さまの未来をともに創っていくという思いを込めています。



<制定理由・目的>

社会全体がカーボンニュートラルを目指すなかで、企業利益の追求のみならず、人や環境に与える影響を考慮した活動や戦略が求められ、サステナビリティへの意識が高まっています。また、コロナ禍により、社会・生活様式や経済環境が様変わりし、外部環境が大きく変化しています。

このような変化の激しい時代だからこそ、当行の社会における存在意義を改めて見つめなおし、これからもお客さまと共存共栄し、持続的な発展を遂げるため、普遍的な経営理念と経営計画を結ぶ役割として、パーパス(当行が地域社会に存在している「意義」、未来に向けての「志」)を制定しました。パーパスを通して、従業員一人ひとりのやりがいや、働きがいにつなげるとともに、「考え抜く力」、「苦難に耐え抜く力」、「挑戦し続ける力」の原動力にしていきます。

第28次中期経営計画の概要

名称	SHINKA ～絆をつむぐ～		
計画期間	2023年4月1日～2026年3月31日(3年間)		
基本方針	ソリューション営業の 高度化	人的資本の充実	サステナビリティ 経営の実践
計数目標 (最終年度)	① コア業務純益 ② 当期純利益 ③ 県内中小企業等向け貸出金残高 ④ 連結自己資本比率	40億円以上 25億円以上 1兆円以上 8%以上	

<位置づけ>

第28次中期経営計画は、創立100周年に向けた2ndフェーズとして、1stフェーズ(第27次中期経営計画)で底上げを図った収益基盤の維持・拡大を図る重要な3年間として位置づけました。

<タイトルコンセプト>

「SHINKA」には、「進化」「深化」「真価」の3つの意味を持たせ、第27次中期経営計画で「ZENSHIN」したさまざまな施策をさらに進め、深めるとともに、第28次中期経営計画での新たな施策を推し進めることで、真の価値を発揮・提供していくという思いを込めています。

<サブタイトルコンセプト>

「絆をつむぐ」には、第27次中期経営計画から第28次中期経営計画へと築いた架け橋をさらに強く太くするとともに、第27次中期経営計画中に築いたステークホルダー(地域、お客さま、従業員、株主等)との絆をさらにきめ細やかにつむぎ深めていくという2つの意味を込めています。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	1,386,907	1,494,257	1,519,359	1,546,805
定期性預金	732,052	716,462	694,476	694,232
その他	654,854	777,795	824,882	852,572
貸 出 金	1,156,716	1,211,117	1,225,136	1,251,148
個人向け	237,371	240,032	243,570	250,757
中小企業向け	685,422	737,030	751,607	765,735
その他	233,923	234,054	229,957	234,655
商品有価証券	575	523	563	577
有 価 証 券	287,130	310,524	335,725	329,005
国 債	44,895	67,332	59,522	56,897
その他	242,235	243,192	276,203	272,108
総 資 産	1,585,837	1,784,805	1,797,996	1,876,516
内 国 為 替 取 扱 高	5,901,832	7,454,579	5,994,924	7,631,637
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 497	百万ドル 346	百万ドル 328	百万ドル 285
経 常 利 益 (△は経常損失)	△4,464	3,370	3,445	1,175
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	△3,982	2,208	2,239	1,265
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △343 75	円 銭 190 65	円 銭 193 24	円 銭 109 40

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	28,974	27,782	27,421	28,403
経 常 利 益 (△は経常損失)	△4,230	3,475	3,984	1,596
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は親会社株主に 帰属する当期純損失)	△3,968	2,163	2,580	1,474
包 括 利 益	△5,980	5,179	△3,788	△6,642
純 資 産 額	82,512	87,071	82,569	75,158
総 資 産	1,596,871	1,795,397	1,808,806	1,889,075

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	933人
平 均 年 齢	40年9月
平 均 勤 続 年 数	17年6月
平 均 給 与 月 額	355千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託309人、出向受入者7人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
静 岡 県	店 76 うち出張所 (1)
東 京 都	1 (0)
愛 知 県	2 (0)
合 計	79 (1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を56,178か所設置しております（セブン銀行ATM24,989か所及びイオン銀行ATM5,670か所、イーネットATM12,016か所、ローソン銀行ATM13,467か所を含む）。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を6か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の廃止

- ・駿河区役所共同出張所（静岡市駿河区）
- ・マークイズ静岡出張所（静岡市葵区）
- ・静岡大学共同出張所（静岡市駿河区）
- ・常葉大学浜松キャンパス共同出張所（浜松市北区）
- ・菊川市役所共同出張所（菊川市）
- ・静岡文化芸術大学共同出張所（浜松市中区）

八. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	885
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア（投信販売システム他）	104

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	銀行事務代行業務	10百万円	100.00%	－
清水総合メンテナンス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	30百万円	100.00%	－
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	12百万円	100.00%	－
清水信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	信用保証業務	50百万円	100.00%	－
清水リース&カード株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リース業務、 クレジットカード業務	60百万円	15.13%	－
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コンピュータ 関連業務	30百万円	5.00%	－

(注) 1. 上記の子会社等6社は、いずれも連結対象会社であります。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
 3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2022年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
豊島 勝一郎	取締役会長 (代表取締役)	
岩山 靖宏	取締役頭取 (代表取締役)	
望月 文人	専務取締役 (代表取締役)	
藪崎 文敏	専務取締役	
平岩 将	常務取締役	
東 恵子	取締役(社外役員)	学校法人東海大学 名誉教授
伊藤 洋一郎	取締役(社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所
新聞 克樹	取締役(社外役員)	鈴木自動車運送株式会社 相談役
若林 陽介	取締役	
田村 直之	取締役	
深澤 巨英	取締役	
望月 昭宏	取締役監査等委員 (常勤)	
磯部 和明	取締役監査等委員 (社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所
河野 誠	取締役監査等委員 (社外役員)	弁護士 河野法律事務所
小長谷 重之	取締役監査等委員 (社外役員)	

- (注) 1. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役相澤隆氏が退任しました。
3. 取締役監査等委員磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役東恵子氏、伊藤洋一郎氏、新聞克樹氏、取締役監査等委員磯部和明氏、河野誠氏、小長谷重之氏を株式会社東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 決定方針の決定の方法

2021年2月15日開催の指名・報酬諮問委員会における審議を踏まえ、2021年2月22日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプションの割合は8：1：1を目安としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととしております。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の総額	報酬等の内訳		
			確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役（監査等委員である取締役を除く）	12	282	243	9	29
取締役（監査等委員）	4	37	37	—	—

(注) 1. 上記の支給人数には、2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名を含んでおります。

2. 業績連動型報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益を基準として、翌事業年度の6月から翌々事業年度の6月に在任する取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して、次表のとおり決定される総額の範囲内で、役位、職責、在任年数を考慮しながら決定し、毎月支給しております。なお、当期純利益の実績は2020年度2,208百万円、2021年度2,239百万円であります。

(業績連動型報酬枠)

当期純利益水準	報酬枠 (年額)
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円
10億円未満	0円

3. 株式報酬型ストック・オプションは、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と株主重視の経営意識を高めるため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、新株予約権を割り当てることとしております。ストック・オプションとしての新株予約権の割当て対象とする株式は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株としております。具体的なストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とし、年額36百万円以内の範囲で割り当てております。なお、ストック・オプションとしての新株予約権の発行総数は、事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に2,200個を上限とし、役位、職責、在任年数を考慮して決定しております。

ハ. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議 年月日	報酬等の種類	対象となる役員	報酬総額 (百万円以内)	対象となる役員の員数 (人)
第145期 定時株主総会 (2020年6月25日開催)	確定金額報酬	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	270 (うち社外取締役20)	10 (うち社外取締役2)
	業績連動型報酬	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	30	8
	株式報酬型 ストック・オプション	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	36	8
	確定金額報酬	取締役 (監査等委員)	60	4 (うち社外取締役3)

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2022年6月23日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役会長豊島勝一郎及び代表取締役頭取岩山靖宏に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動型報酬の評価配分であります。権限を委任した理由は、代表取締役が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行っているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役は当該答申の内容に従って決定するものとしております。株式報酬型ストック・オプションは、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の新株予約権の割当個数を決定するものとしております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
東 恵子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
伊藤 洋一郎	
新 間 克 樹	
磯 部 和 明	
河 野 誠	
小長谷 重之	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 東 恵子	学校法人東海大学 名誉教授
取締役 伊藤 洋一郎	伊藤総合法律事務所
取締役 新間 克樹	鈴与自動車運送株式会社 相談役
取締役監査等委員 磯部 和明	公認会計士磯部和明事務所
取締役監査等委員 河野 誠	河野法律事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 東 恵子	7年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	主に大学教授としての知識と幅広い経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役 伊藤洋一郎	13年9ヶ月	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役 新間 克樹	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会12回の全てに出席しております。	主に会社経営者としての広い見地と経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役監査等委員 磯部 和明	8年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から審議等に必要な質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 河野 誠	2年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 小長谷重之	1年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に元副市長としての行政で培った経験と広い見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	34	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 11,641,318株 (自己株式121,012株を含む)

- (2) 当年度末株主数 5,688名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	931 ^{千株}	8.08%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	781	6.78
鈴与株式会社	491	4.26
清水銀行従業員持株会	477	4.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	307	2.66
SBI地銀ホールディングス株式会社	285	2.47
共栄火災海上保険株式会社	237	2.05
アイザワ証券株式会社	170	1.47
朝日生命保険相互会社	155	1.34
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	142	1.24

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 池ヶ谷正	57	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額57百万円。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第148期末 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	248,740	預当座預金	1,546,805
現預金	20,539	当座預金	66,010
商品有価証券	228,201	普通預金	746,406
商品有価証券	577	貯蓄預金	15,454
商品有価証券	167	通定定期預金	2,214
商品有価証券	409	通定定期積	685,980
商品有価証券	1,000	その他の預金	8,252
商品有価証券	329,005	譲渡性の預金	22,485
商品有価証券	56,897	債券借取用	79,550
商品有価証券	77,855	借入金	50,235
商品有価証券	69,858	借入金	118,400
商品有価証券	18,461	借入金	118,400
商品有価証券	105,932	外売渡外国為替	54
商品有価証券	1,251,148	その他の負債	4,352
商品有価証券	4,650	未決済為替	92
商品有価証券	8,715	未払法人税等	34
商品有価証券	1,123,283	未前払受取	569
商品有価証券	114,498	給付補填備	646
商品有価証券	1,601	金融商品等受入	0
商品有価証券	1,547	リース負債	578
商品有価証券	1	賞与引当金	405
商品有価証券	52	退職給付引当金	597
商品有価証券	24,113	システム解約損失引当金	41
商品有価証券	256	支払承	1,386
商品有価証券	72	負債の部合計	1,806,132
商品有価証券	1,613	(純資産の部)	
商品有価証券	1,163	資本剰余金	10,816
商品有価証券	724	資本準備金	7,413
商品有価証券	21,446	利益剰余金	7,413
商品有価証券	16,208	利益準備金	63,915
商品有価証券	6,173	その他の利益剰余金	8,670
商品有価証券	9,000	別途積立金	55,245
商品有価証券	540	繰越利益剰余金	53,632
商品有価証券	74	自己株	1,613
商品有価証券	420	株主資本合計	△346
商品有価証券	921	その他有価証券評価差額金	81,798
商品有価証券	832	繰延ヘッジ損益	△11,835
商品有価証券	11	評価・換算差額等	297
商品有価証券	78	新株予約権	△11,538
商品有価証券	23	純資産の部合計	123
商品有価証券	4,500	負債及び純資産の部合計	70,383
商品有価証券	5,587		
商品有価証券	△6,914		
資産の部合計	1,876,516	負債及び純資産の部合計	1,876,516

第148期末 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	248,749	預 渡 性 預 金	1,542,937
商品有価証券	577	債券貸借取引受入担保金	79,550
金銭の信託	1,000	借 用 金	50,235
有 価 証 券	328,664	借 用 金	126,685
貸 出 金	1,245,342	外 国 為 替	54
外 国 為 替	1,601	そ の 他 負 債	7,542
リース債権及びリース投資資産	14,542	賞 与 引 当 金	462
そ の 他 資 産	27,979	退 職 給 付 に 係 る 負 債	438
有 形 固 定 資 産	17,012	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51
建 物	6,631	シ ス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	283
土 地	8,999	繰 延 税 金 負 債	87
リ ー ス 資 産	6	支 払 承 諾	5,587
建 設 仮 勘 定	74	負 債 の 部 合 計	1,813,916
その他の有形固定資産	1,300	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	955	資 本 金	10,816
ソ フ ト ウ ェ ア	832	資 本 剰 余 金	7,642
リ ー ス 資 産	4	利 益 剰 余 金	66,701
その他の無形固定資産	118	自 己 株 式	△346
退 職 給 付 に 係 る 資 産	265	株 主 資 本 合 計	84,813
繰 延 税 金 資 産	4,584	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,819
支 払 承 諾 見 返	5,587	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	297
貸 倒 引 当 金	△7,787	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	257
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△11,264
		新 株 予 約 権	123
		非 支 配 株 主 持 分	1,485
		純 資 産 の 部 合 計	75,158
資 産 の 部 合 計	1,889,075	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,889,075

第148期 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			28,403
資金運用収益		15,982	
貸出証券利息		12,757	
預価証券の他の受取利息		2,812	
その他の受取利息		366	
役務の取引等業務常収		44	
その他の取引等業務常収		11,315	
その他の取引等業務常収		151	
その他の取引等業務常収		953	
経常費用		953	
資金調達費用		1,659	
預讓渡性預金利息		238	
コ一ルマネー利息		0	
債券貸借取引支払利息		△13	
その他の支払利息		1,404	
その他の支払利息		26	
役務の取引等業務費用		1	
その他の取引等業務費用		6,388	
その他の取引等業務費用		2,252	
その他の取引等業務費用		15,208	
貸倒引当金繰入額		1,298	
その他の取引当金繰入額		816	
その他の取引当金繰入額		481	
経常利益			1,596
特別利益			12
固定資産処分益		0	
システム解約損失引当金戻入益		12	
特別損失			30
固定資産処分損失		30	
税金等調整前当期純利益			1,578
法人税、住民税及び事業税			271
法人税等調整額			△217
法人税等合計			54
当期純利益			1,524
非支配株主に帰属する当期純利益			49
親会社株主に帰属する当期純利益			1,474

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社清水銀行
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社 清水銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 望 月 昭 宏◎

監査等委員 磯 部 和 明◎

監査等委員 河 野 誠◎

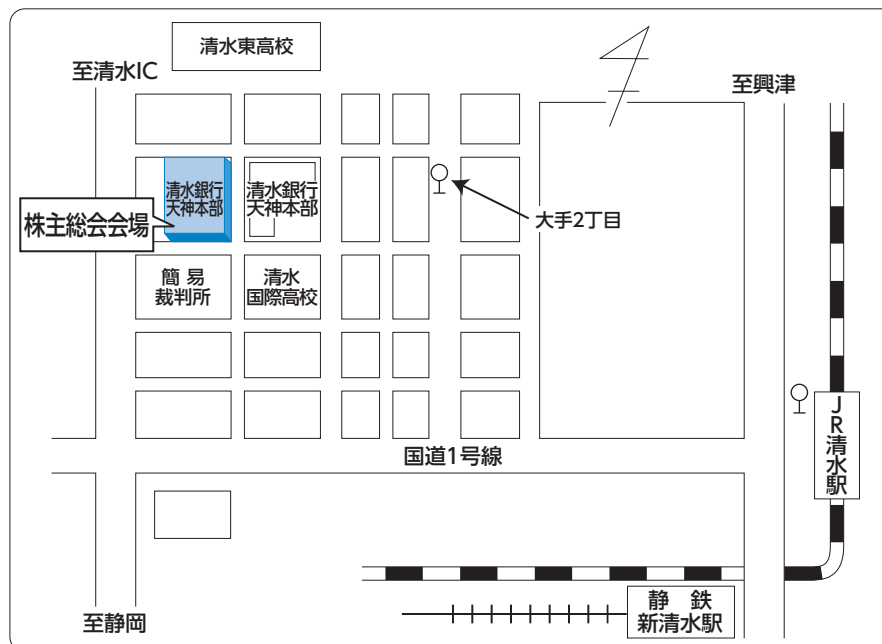
監査等委員 小長谷 重 之◎

(注) 1. 監査等委員磯部和明、河野誠及び小長谷重之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分

静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分

しずてつ 清水駅前停留所

ジャストライン（バス）のりば1「庵原線」乗車

大手2丁目バス停下車 徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。